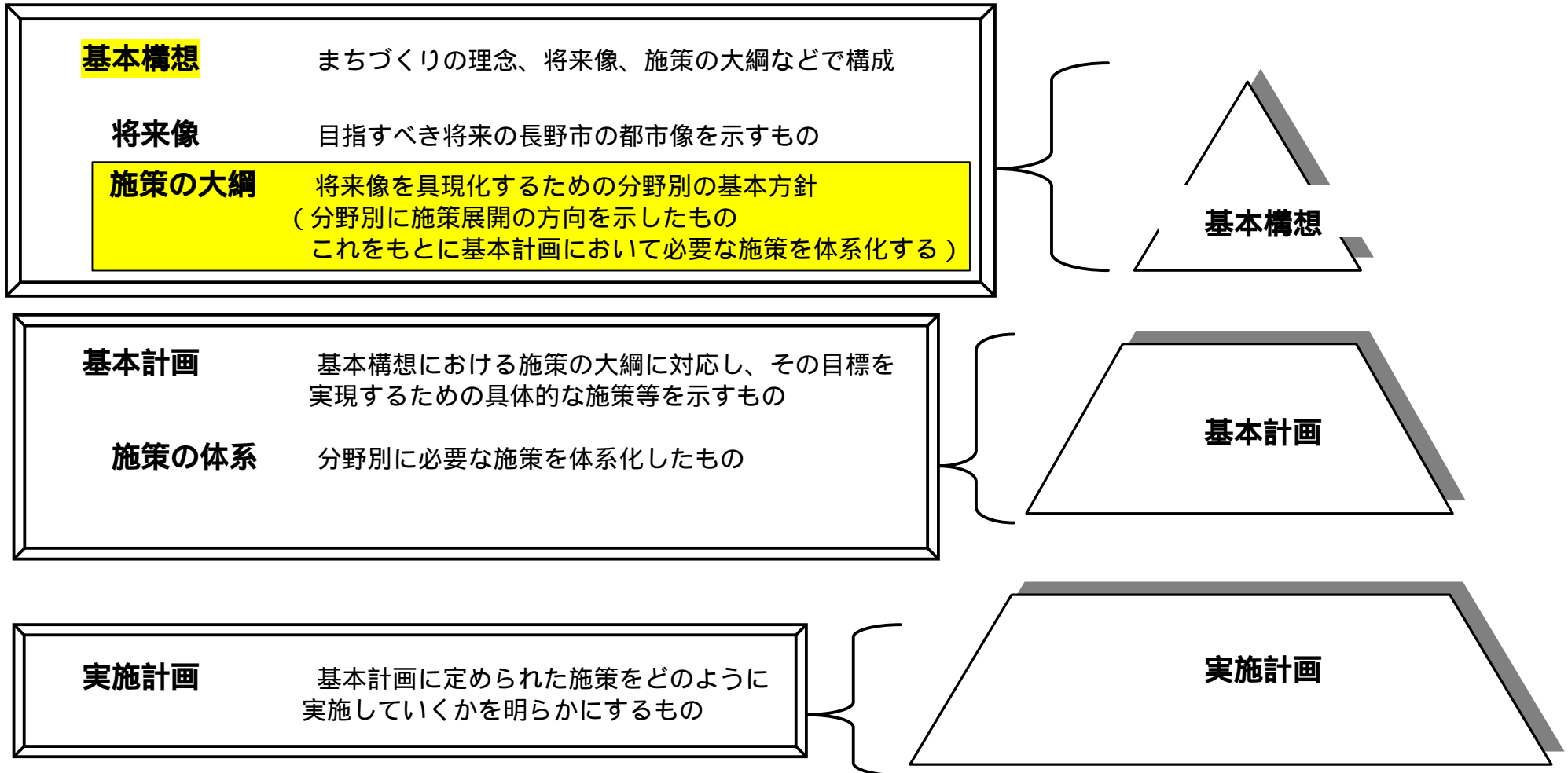


基本構想の「施策の大綱」とは

総合計画

将来の長野市のまちづくりの指針となるもの。



第6章 多様な都市活動を支える快適なまち

まちづくりの方向性

社会構造が転換する中において、まちとしての個性、魅力を引き出し、人々が集まり、多様な分野で活動できるまちを目指す。

< 施策の視点 >

- ・ まちの個性、魅力を引き出す施策の展開
- ・ 市民、事業者及び行政が一体となった効率的で快適な地域づくり
- ・ 多様な分野の交流を支えるひとづくりの推進

1 人々が集う魅力的なまちづくりの推進

- ・ 中心市街地の活性化（再生）を図り、人々が集い、歩いて楽しめるまちづくりの推進
- ・ 拠点地域を中心としたコンパクトで活力があるまちづくりの推進
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた、人にやさしいまちづくりの推進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 人々が集い、歩いて楽しめる中心市街地の活性化（再生）
- ・ 拠点地域を中心とした効率的でコンパクトな都市整備
- ・ 市街地における土地の有効活用の推進
- ・ 既存のインフラ投資（ストック）の有効活用
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた都市施設等の整備促進

2 人々が行き交うみちづくりの推進

- ・ 地域の実情に合わせた**公共交通システムの構築**と、公共交通機関や自転車の利用促進
- ・ 都市機能及び市民生活に配慮した道路網の整備
- ・ 誰もが**高度**情報通信サービスを楽しむ**環境づくりの促進**

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 地域の実情に合わせた**公共交通システムの構築**
- ・ 中山間地地域におけるデマンド交通の推進
- ・ 地域主体によるバス運行の推進
- ・ 軌道交通との連携の推進
- ・ 公共交通機関や自転車を利用しやすい環境づくりの整備
- ・ 交通総量抑制への施策展開と取組を推進
- ・ 円滑な都市交通を確保する道路ネットワークの構築
- ・ 交通渋滞緩和や地域間の連携・交流の強化など、都市機能に配慮した広域幹線道路網等の整備
- ・ 地域の安全性・快適性を考慮した生活道路の整備
- ・ 市民が等しく享受できる情報通信基盤の整備

3 ふれあい交流するひとづくりの推進

- ・ 市民の国際感覚、国際理解のもと、より一層の国際交流、国際化の推進
- ・ 広域的な地域間の連携と交流を深め、地域活性化の推進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 学校・地域における国際教育の充実
- ・ 市民の国際感覚、国際理解のもと、より一層の国際交流、国際化の推進
- ・ 在住外国人のふれあいの促進とともに、生活しやすい環境整備
- ・ **近隣地域をはじめ県内外の様々な**拠点都市との連携ネットワークの形成

第四次長野市総合計画基本構想 土地利用構想（骨子たたき台）

策定方針（案）

1 前提

- ・平成12年策定の「第二次長野市国土利用計画」の理念等の継承
- ・社会経済情勢、本市の土地利用の状況、国・県等の土地利用施策の動向等を踏まえた、構想の策定

2 基本方針

人口減少、少子・高齢化等の社会構造の転換が予想される中、地域特性、自然環境の保全等に配慮し、調和のとれた土地利用を目指す

<視点>

- ・コンパクトなまちづくりの推進や、無秩序な市街地拡大の抑制による、バランスの取れた土地利用
- ・国土の安全性の向上
- ・環境との共生

構成（案）

1 土地利用の現況・課題

(1) 土地利用の状況（本市域における、土地利用の状況の提示）

- ・土地の利用区分別面積（農地、森林、宅地等の区分別面積）
- ・関係法令に基づく計画区域面積（都市計画区域、農用地区域等）

(2) 土地利用の現況と課題

- ・市民共通の生活・生産基盤である土地について、市民理解と協働のもと、公共の福祉を優先し、長期的視点に立って利用を進める必要性
- ・人口減少や少子・高齢化の進行により、社会経済活動の拡大や都市化の必要性がゆるやかになると予想される中、今後の自然的土地利用（農地、森林、原野等）から都市的土地利用（住宅地、商工業用地等）への転換については、計画的かつ慎重に行う必要性
- ・中心市街地の空洞化、商業施設の郊外化が進展する中、農地と市街地、地

- 域間等のバランスを考慮し、秩序ある土地利用を進める必要性
- ・農地や森林等の保全を図り、国土の安全性を維持・向上していく必要性
 - ・本市域の美しく豊かな自然環境を、将来に向けて保全・継承するため、土地利用に当たり自然環境との共生や調和を図っていく必要性

2 土地利用の基本理念

- ・社会構造の変化等を踏まえた、開発型から保全型への土地利用の転換
- ・災害につよいまちづくりを目指した土地利用の推進
- ・自然環境の保全に配慮した土地利用の推進

(1) 地域の特性を生かした土地利用

- ・拠点地域を中心としたコンパクトなまちづくりの推進や、無秩序な市街地拡大の抑制による、バランスの取れた土地利用
- ・歴史的風土や景観の保全等による、地域の個性を生かした土地利用の推進
- ・本市の基幹的産業である農業の、生産基盤である農地の維持・保全

(2) 安全で安心できる土地利用

- ・農地や森林等の国土保全機能の維持向上による、国土の安全性の向上
- ・河川改修や災害対策の実施など、災害に強いまちづくりを目指した土地利用の推進

(3) 人と自然が共生する土地利用

- ・上信越高原国立公園区域をはじめとする、美しく豊かな自然環境の保全

3 地域別土地利用の方向性

地域の自然的・社会的条件、土地利用規制の状況、利用区分別の方向性等を踏まえた地域区分の設定（5地域）による、秩序ある土地利用の推進

(1) 市街地地域（市中央部の平坦地域のうち、市街化が進展している地域）

ア 地域全般

- ・住宅地、商業地、工業地などの適正配置と誘導による、快適な生活環境の確保と機能的な産業基盤の形成
- ・人口構造やライフスタイルの変化に応じた住宅地の供給及び生活基盤の整備等による良好な居住環境の形成
- ・交通の円滑化や歩行者等の安全に配慮した、幹線道路や生活道路の整備
- ・河川空間の活用や公園緑地の確保等による、ゆとりある都市空間の形成

- イ 中心市街地（長野地区、松代地区及び篠ノ井地区の中心市街地地域）
 - ・魅力ある商業環境や利便性に優れた居住環境の整備による、にぎわいのある都市環境の形成
 - ・歴史・文化を生かしたまちなみ整備
 - ・歩行者等の安全性、快適性に配慮した都市空間の整備

(2) 田園・山村地域

- ア 田園居住地域（市中央部の平坦地域のうち、農地・集落の混在地域）
 - ・まとまりのある優良農用地の確保及び農地の有効利用の促進
 - ・遊休農地の解消
 - ・既存集落内の居住環境の整備、周辺の農地等における無秩序な土地利用転換の抑制による、適切な土地利用の誘導
 - ・河川改修や雨水排水施設の整備による、浸水等の災害防止

- イ 中山間地域（市西部及び南東部に広がる山村地域）
 - ・担い手や営農組織の育成等による、耕作放棄地の増加防止
 - ・森林の適切な整備・管理による、災害防止、水源涵養、自然環境の保全
 - ・生活基盤の整備や空き家の有効活用等による、定住人口の増加
 - ・河川改修やため池の整備等による、地域の防災性の向上
 - ・市街地への利便性や地域間の連携、防災性を考慮した道路整備の推進
 - ・自然環境や農林産物を活用した、市民のいこいの場、自然体験の場としての土地利用

(3) 自然環境地域（自然公園をはじめとする、良好な自然環境に恵まれた森林、原野、河川等の区域）

- ・貴重な自然環境を形成している原野等における、生態系や景観の保全
- ・森林区域内の宅地等の開発に対する、秩序ある土地利用の誘導（土地利用規制関係法令の遵守、周辺環境との調和等）
- ・貴重な自然や景観の保全に十分配慮した、市民や観光客が豊かな自然と親しめる場としての土地利用